様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年12月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　　　　　　　 ふどうさんしんようほしょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　　不動産信用保証株式会社  （ふりがな）　　　　　　　　うつみ　ひでかず  （法人の場合）代表者の氏名　内海　英一  住所　〒107-0052　東京都港区赤坂2丁目17番47号  法人番号　6010401058449  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「DX推進方針」ページ | | 公表日 | 2024年7月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 『DXビジョン』  <https://www.fudoushin.co.jp/company/company_dxpolicy.php> | | 記載内容抜粋 | 2022年5月に施行された改正宅地建物取引業法により、売買契約書の電子交付が可能となる等、マンション等の売買においてもデジタル技術やデータの活用が急速に広まりつつあり、生産性向上のみならず、新たなビジネスチャンスが生み出されている。  当社はこのような環境変化に柔軟に対応し、デジタル技術やデータを用いて、  ●不動産取引の安全・安心の一層の充実  ●売主・買主双方の保証業務に対する顧客満足度（利便性、迅速性、柔軟性、サポート充実度等)の一層の向上  ●保証業務データの活用等による新たな価値の創出  ●社外の関係者や従業員が働きやすい環境の創造  を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて決議された内容に基づき、当該ページを作成して公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「DX推進方針」ページ | | 公表日 | 2024年7月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 『DX戦略』  <https://www.fudoushin.co.jp/company/company_dxpolicy.php> | | 記載内容抜粋 | ●手付金等保証などの保証業務プロセスの変革  ①不動産会社とのBtoBプロセスの変革  不動産会社による保証委託申込から、保証証書の作成・発行、物件引渡しによる保証終了、保証料精算に至る一連の手続きを全てシステム上で、ワンストップで完結することを可能にする。  また、当社基幹システムと不動産会社や不動産業務支援サービス事業者とのシステム連携により、双方の業務効率の向上を図る。  ・紙の保証証書の際は、手書きで作成・交付を行い、その情報を別途 FIPS へ登録しているが、FIPSに登録されたデータをもとに電子作成・電子交付（他社システムとの連携を含む）された保証証書の普及を促進することで、業務効率を改善させる。  不動産会社・当社間の手続きにおいても、紙面の出力・押印を削減・撤廃し、FIPS 内のデータをもとに電子データで手続きできるよう、システム改修を行い、フローを転換する。  ②買主とのBtoCプロセスの変革  買主に対する保証証書の交付、保証に関する問合せをシステム等で完結することを可能にする。  ●データの蓄積・活用プロセスの変革  保証業務を通じて得られるデータをリアルタイムに使いたい形で使えるようにITシステムを整備し、部門を超えて、全社最適で、経営企画、行政機関等への情報提供等に活用することを可能にする。  ・従来は保証業務の遂行に必要なデータの蓄積のみに留まっていたが、地域・階数などの物件情報や顧客の属性をもとに細かな分析を行い、リアルタイムでの市況把握に活用する。また、機密情報に留意しながら、集計・分析結果をホームページ等で公開・提供する。  ●社内業務の業務プロセスの変革  既存プロセスの見直しやシステム間のデータ連携を進め、AI等を活用して業務負担の軽減やヒューマンエラーの防止を図ることで生産性を向上させる。同時に、BCP（事業継続計画）をより実効性の高いものとし、保証業務を安定的・継続的に実施できるようにする。  ・FIPS や現行の会計・人事等のシステムは独立して運用しているものが多く、システムの連携や統合、刷新を行うことで、定型作業の自動化、データの連係効率を高め、バックオフィス・フロントオフィス両面での DX 化を進める。データの保管方法、在宅勤務等の従業員の就業環境についても、セキュリティ基準や管理効率の維持・向上を前提として、利用効率の高いシステムへと切り替える。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて決議された内容に基づき、当該ページを作成して公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 『DX戦略推進体制および人材育成』  <https://www.fudoushin.co.jp/company/company_dxpolicy.php> | | 記載内容抜粋 | ●システム企画チームの新設・リーダー育成  社内横断的にDX戦略の推進を担う「システム企画チーム」を新設。デジタル技術活用の目的設定から導入後の効果検証までを一貫して、社内横断的に関係者をコーディネートしながら推進する人材を育成する。  ●システム構想・提案者育成  業務の効率化・高度化、データ活用等のためのシステムの構想・提案スキルを有する人材を育成する。  ●システム利用者（全社員）育成  マニュアルの整備や社内研修会等により、システム・ツール活用のスキルやITリテラシーを向上させる。業務の標準化やシステム改修と並行して、講習の受講やIT資格取得の支援を行う。  ●ITベンダーとのパートナー関係の強化  外部パートナーであるITベンダーとより一層の連携を図り、ITシステム・セキュリティ体制を強化する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 『データやデジタル技術活用環境の整備』  <https://www.fudoushin.co.jp/company/company_dxpolicy.php> | | 記載内容抜粋 | 基幹システムの改修、他社システムとの連携、クラウドサービス等の活用により、機敏性・柔軟性の高いデジタル活用基盤を構築する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「DX推進方針」ページ | | 公表日 | 2024年7月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 『戦略の達成状況にかかる指標』  <https://www.fudoushin.co.jp/company/company_dxpolicy.php> | | 記載内容抜粋 | ●保証証書の電子作成および電子交付の普及率  ― 年度内に交付した保証証書の総数に対する割合  ●当社と不動産会社間の手続きのシステムへの移行率  ― 年度末時点で保証中の会社のうち、移行済みの会社の割合  ●社員の IT・DX 資格の取得率  ― 年度末時点での取得者の割合 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月10日 | | 発信方法 | 当社ホームページ「DX推進方針」ページ  『社長メッセージ』  <https://www.fudoushin.co.jp/company/company_dxpolicy.php> | | 発信内容 | 当社は、国土交通大臣指定の指定保証機関として、マンション等の購入に際して買主が支払う手付金等を、売主である不動産会社の委託を受けて保証することにより、不動産取引の安全・安心を支えております。  2022年には、同業他社に先駆けて、基幹システム「FIPS」に手付金等保証証書の電子作成・電子交付機能を実装する等、デジタル技術を積極的に活用して手付金等保証事業の安全性・利便性の向上を図ってまいりました。  今般、全社挙げて、組織的・計画的にデジタル技術やデータの活用の一層の推進を図り、業務の生産性向上のみならず、新たな付加価値の創出を図るため、DXビジョン、DX戦略を取りまとめました。  これらを着実に実行し、不動産取引に係る安全・安心の確保、顧客満足度の一層の向上、業務データの活用、従業員が働きやすい環境の創造を実現してまいります。なお、DX戦略の推進状況につきましては今後も継続して発信してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を制定し、SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。